

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月6日から同年9月6日まで
昭和30年春に高校を卒業した後、A社(現在は、C社)B支店に入社し、31年4月からは昼間は同社に勤務しながら夜間は大学に通い、32年7月1日に同社で厚生年金保険に加入している。

昭和35年3月に大学を卒業し、同年4月から3か月間、営業職の幹部候補生となるための研修を受け、終了と同時に同社D支部に異動したが、異動した時からの2か月間が厚生年金保険の空白期間となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことは推認できる。

また、申立期間当時、A社B支店に勤務していた同僚は、「申立人と同じく昭和30年春に高校を卒業して、1年後にA社B支店に入社し、申立人と同じく勤労学生として同社に勤務した。異動した時期は違うが、大学を卒業し、本社へ異動した時に、幹部候補生へ区分変更されたと記憶する。」と供述しており、また、別の同僚は、「申立人は、自分が昭和35年4月に入社した時には既に勤務しており、退職するまでは継続して勤務していたと記憶する。申立人も自分も、営業職の幹部候補生へ区分変更され、申立人が、そのための研修を受けていたことを記憶している。」と供述しており、当該同僚二人の厚生年金保

険被保険者期間に空白期間は無い。

さらに、C社は、「研修期間に申立人が厚生年金保険の被保険者であるなら、研修期間後に被保険者でなくなるのは何かのエラーではないかと思われる。」と供述している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日（昭和35年7月6日）の下段には、「同上確認年月日」欄に「35.10.29」と記載されていることから、申立人に係る資格喪失届が出されたのは、同支店において申立人が厚生年金保険の資格を再度取得した同年9月6日より遅い日付けであると考えられる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、昭和35年4月から3か月間、研修を受け、終了と同時にA社B支店D支部へ異動したとしていることから、同年7月6日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和35年9月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり、被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して、行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

佐賀国民年金 事案 488 (事案 452 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 50 年 3 月までの期間、62 年 11 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 3 月、元年 6 月から同年 9 月までの期間、5 年 4 月及び同年 5 月、5 年 8 月、7 年 9 月、8 年 5 月、8 年 9 月、8 年 11 月、9 年 1 月、9 年 4 月、9 年 6 月、9 年 8 月、9 年 12 月から 10 年 5 月までの期間、10 年 9 月、10 年 12 月から 11 年 4 月までの期間、11 年 8 月、12 年 7 月及び同年 8 月、12 年 12 月から 13 年 6 月までの期間、13 年 8 月、13 年 11 月から 14 年 2 月までの期間、14 年 4 月、14 年 7 月から 15 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
③ 平成元年 3 月
④ 平成元年 6 月から同年 9 月まで
⑤ 平成 5 年 4 月及び同年 5 月
⑥ 平成 5 年 8 月
⑦ 平成 7 年 9 月
⑧ 平成 8 年 5 月
⑨ 平成 8 年 9 月
⑩ 平成 8 年 11 月
⑪ 平成 9 年 1 月
⑫ 平成 9 年 4 月
⑬ 平成 9 年 6 月
⑭ 平成 9 年 8 月
⑮ 平成 9 年 12 月から 10 年 5 月まで
⑯ 平成 10 年 9 月
⑰ 平成 10 年 12 月から 11 年 4 月まで
⑱ 平成 11 年 8 月
⑲ 平成 12 年 7 月及び同年 8 月

- ⑩ 平成 12 年 12 月から 13 年 6 月まで
- ⑪ 平成 13 年 8 月
- ⑫ 平成 13 年 11 月から 14 年 2 月まで
- ⑬ 平成 14 年 4 月
- ⑭ 平成 14 年 7 月から 15 年 6 月まで

昭和 44 年 7 月に結婚した時に義父に勧められ国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料については、結婚前の期間は当時勤めていた事業所の経営者が給料から引き落としして納付してくれ、結婚後に A 市で事業所を開設してからは義父にお金を預けて夫の分と一緒に納付をお願いし、義父が死亡してからは、B 金融機関の職員が毎日事業の売上げの集金に来ていたので、税金と一緒に同金融機関の預金から口座振替をしていた。同金融機関の口座の預金残高が無い場合でも、職員が立替払いをしてくれたことが何度かあったので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

今回、当時の預金通帳が見つかったので、再度調査をお願いしたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①のうち、昭和 38 年 7 月から 48 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料が納付できない期間であること、申立期間①から④までについては、申立人の保険料を納付していたとされる勤務先の事業所の経営者及び義父が既に死亡しており納付状況が不明であること、申立期間⑤から⑭までについては、申立期間が 20 期間に及ぶ上各申立期間が近接し、A 市や社会保険事務所（当時）がこれだけの回数の事務処理を続けて誤ることは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料も乏しいことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料納付を示す資料として、新たに B 金融機関の預金口座の預金通帳の写しを提出し、同口座から国民年金保険料が口座振替により引き落とされていた、また、同口座の預金残高が不足していた場合も B 金融機関の職員が立替払いをしてきていたと申し立てているが、申立人が提出した預金通帳の写し及び同金融機関から提出された預金口座の出入金状況を確認した結果、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていた事実を確認できず、さらに、同金融機関に対する聴取によっても、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の立替払いを職員が行っていた事実を確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月から40年8月まで
20歳になった時、当時、姉の婚約者であった義兄（A町役場職員）に頼み国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料は、地区で集金が行われており、母が毎月100円の保険料を納付していた。結婚後も実家に同居して自営業の手伝いをしていたので、母が留守の時は私も数回納付したことを覚えている。
申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月ごろ国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年9月に払い出されたことが確認できる上、申立期間のうち、同年3月から同年8月までの期間については、任意加入対象期間であることから、届出日以前にさかのぼって資格取得、保険料納付をすることはできず、これ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることはなく、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1013 (事案 80 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月ごろから 40 年 8 月ごろまで

A社に昭和 38 年 2 月ごろから昭和 40 年 8 月ごろまで勤務していた。主に B 業務をしていた。同社では、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

A社で同時期に勤務していた同僚には、同社に係る厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私だけ未加入とされているのは納得がいかないため、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述により、A社での在籍期間が推認できる者 7 人のうち、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が入社日から相当期間遅れている者が 5 人、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い者が 2 人いることが確認できること、及び同僚の供述などから、申立期間当時は厚生年金保険の加入手続を適正に行っていなかったことがうかがえることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等は提出しておらず、A社で同時期に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があると主張するのみである。

また、上記 7 人とは別の同僚は、「私は、A社を 2 度退社しており、通算して 2 年間ほど勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、同氏の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 37 年 11 月 1 日、38 年 9 月 1 日及び 40 年 9 月 1 日と 3 度あり、同社に係る厚生年金保険被保険者期間は合計で 12 か月間となっていることが確認できる。

このことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情

とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで
A事業所を退職して間もなく昭和 32 年 10 月にB社に入社した。

B社での厚生年金保険の加入記録は昭和 33 年 6 月 1 日からとなっているが、32 年 10 月から 35 年 10 月までの期間、同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間においてB社に係る厚生年金保険の加入記録があり供述の得られた同僚二人は、申立人のことを記憶していないとしており、申立人の申立期間における同社での勤務実態についての供述は得られなかった。

また、B社は、昭和 39 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。